

No.27

August 31, 1992

Information

特 別 講 演

1992 年 2 月 6 日 (木) ・ 第 41 回 談話サロン (東京・弘済会館)

講師・題目

示村 悦二郎 : 設置基準の改正と当面する教育改革の課題

日本工学アカデミー

THE ENGINEERING ACADEMY OF JAPAN

設置基準の改正と当面する教育改革の課題

示村 悦二郎



昭和31年 3月	早稲田大学第一理工学部電気工学科卒業
昭和37年 3月	同 大学院工学研究科電気工学専攻博士課程終了
昭和41年 3月	工学博士 (早稲田大学)
昭和46年 4月	早稲田大学教授 現在に至る
昭和46年 6月～47年 8月	ドイツ、シュトゥットガルト大学客員教授
昭和57年 8月	(社)計測自動制御学会論文賞受賞
平成元年 1月	アレクサンダー・フォン・フンボルト財団(ドイツ)からフンボルトメダルを受領
平成元年 7月	(社)計測自動制御学会フェロー
平成3年 7月	(社)計測自動制御学会著述賞受賞
専攻	制御工学
著書・訳書等	「最適制御入門」(訳書)、「線形システム解析」、「初心者のための現代制御理論」(ビデオ講座)、「私立大学—キのう きょう あした」(責任編集)、「大学教育とは何か」(分担執筆)、「自動制御とは何か」他論文多数

司 会 (今井) きょうはお忙しいところを、ありがとうございます。時間になりましたので、まだお見えになるかと思いますが、始めさせていただきますと思います。

きょうは、第41回の談話サロンといたしまして、講師に早稲田大学の示村先生をお願いしております。きょうのご演題は「設置基準の改正と当面する教育改革の課題」ということでお話し願うことにいたします。

恒例によりまして、先生のことは皆さんご存じだと思いますけれども、簡単にご紹介させていただきたいと思います。先生は昭和31年3月に早稲田大学の第一理工学部の電気工学科をご卒業になっておられます。昭和46年4月に早稲田大学の教授になられて、その間、46年から47年までシュトゥットガルトの大学に客員教授に行っておられます。

ご専門は制御工学でありまして、今まで大学の中でいろいろ大事なお仕事をしてくれましたけれども、学外のことの中で、昭和63年7月から平成元年まで、先端科学技術大学院の準備調査委員会の専門委員をやっておられます。それから、昭和63年9月から現在まで、大学審議会の大学教育部会の特別委員をやっておられます。それから、

平成2年7月から平成3年6月まで、学位授与機関創設調査委員会の委員をやっておられます。現在は、今までのことのほかに、学位授与機関の運営委員会の副会長をやっておられます。ご研究は、ご専門が制御工学関係でございまして、著書、論文など、非常にたくさん出しておられます。

工学教育の関係では、私が存じ上げたのは、『現代の高等教育』(IDE)という雑誌がございすけれども、この中で、先生はほとんどご常連という大変失礼な言い方になるんですけども、よく書いてくださって、工学教育のことについて、比較的関心が薄いという言い方はおかしいんですけども、先生方に対して非常に啓蒙的に、実情をよく書いて、お話しいただいております。きょうは、先生をお迎えいたしまして、いろいろ実際のお話を伺うことができるので、喜んでおります。

進行でございすけれども、7時10分位まで先生にお話を願ひまして、食事の後でご質問をお願いして、8時には大体終わる、そういうような方向で進めたいと思いますので、よろしく願ひします。

示 村 ただいまご紹介いただきました示村でございます。きょうは、談話サロンにお招きをいただきましたして、話をさせていただく機会を得ました。

ただ、先生方も十分ご承知の方々がたくさんおられる前で、釈迦に説法の感がなくはございませんけれども、これから約1時間、時間をちょうだいして話をさせていただきたいと思います。

きょう、こういうテーマで話をさせていただきますきっかけになりましたのは、先ほど今井先生からご紹介いただきましたIDEの雑誌に、設置基準の改正の問題を書きましたのをごらんいただいて、お招きいただいたのかと思います。ご承知のように、昨年の7月に設置基準の改正が行われまして、その問題を取り上げたのは、昨年の9月号が初めてではございませんけれども、この9月号で比較的総括的に、これが取り上げられています。ご参考までにちょっとお伺いいたします。

きょうは、この雑誌をそのまま、先生方に資料としてお配りしようと思いましたが、これはちょっと売れ行きがよく、在庫が一冊もなく、協会の了解を得てコピーをしまいたるものを、先生方のお手元に差し上げております。けさ、担当のものから電話がありまして、もしどうしても必要ならば、地方の支部に回したものを引き上げるからというようなこともございましたので、あるいは若干でしたら、お電話いただければ、まだ手に入るかと思ひます。

昨年の7月1日付で大学設置基準の一部改正が行われました。内容については既に大方ご存じかとは思ひますけれども、実際問題としては、ほとんど抜本的な見直しと言つてもよろしいくらいの大改正でございまして、ご承知のように、大学設置基準は昭和31年に制定をされまして以来、少しずつ実情に合わせた改正が何回か行われてきておりますけれども、今回は初めから終わりまで全部見直しをしたという、非常に大きな改正が行われております。

大学設置基準についてお話を申し上げるに先立つて、これも全く不必要かと思ひますけれども、念のため、大学教育を規定しておりますいろいろな法律について申し上げておいたほうが、後の話がしやすいかと思ひます。

申すまでもなく、憲法、教育基本法というのが根底にありますけれども、大学教育に直接関連の深い法令が3つございます。1つは学校教育法及

びその施行規則、それから私立学校法、そして大学設置基準、こういう3つの法令が大学教育の実際を規定しているであります。中でも学校教育法並びにその施行規則と大学設置基準、これが何といひましても、大学教育のハード、ソフトの両面を規定している法令でありまして、内容は、学校教育法のほうは学校の目的、つまり大学はどういう目的でつくられるべきであるかというようなこととか、あるいは修業年限が4年であるというようなことも学校教育法の中で決められておりますし、大学には学部を置くというようなこと、そういうことも実は学校教育法で決められております。

学校教育法

第52条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

その学校教育法のある部分を受けて、もっと具体的に、大学を設置するときに必要な最低の基準を定めたのが、大学設置基準であります。これはここに書いてございますとおり、大学を設置するのに必要な、つまり、これから新しい大学をつくらうとする人が、この大学設置基準にのっとりて大学のデザインをし、準備をして、認可を申請するという性格のものであります。しかしながら、一たん認可されてしまえば、その基準を下回っていいというものではもちろんございませぬし、後にまた触れますけれども、事実上、我が国の大学行政のいろいろな形でよりどころになっているのが大学設置基準であります。したがいまして、今回改正されました大学設置基準は、これからつくらうとする大学にとって非常に重要であるばかりでなく、既存の大学にとつても大きな意味を持っているということを、まずご理解いただきたいと思ひます。

大学設置基準はめったに全部見るようなものではございませぬので、念のため、章の名前だけお見せいたしますと、全体は10章からなっております。

大学設置基準

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当っては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第2条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行うことにつとめなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当っては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

す。しかも、それをよく見てみますと、1章から7章までというのが、いわば教育のソフトに関する部分でありまして、8章が、校地、校舎、施設設備、つまり教育のハードに関する部分であります。今回の改正はこのすべてについての見直しが行われておりますけれども、とりわけ、1章から7章までのソフトに関する部分の見直しが中心になっております。きょうこれから話し申し上げるのは、1章から7章までのソフトに関する部分がどう変わったのか、そしてその結果として、我々はこれから何を考えていかなければいけないかというところに重点を置いて話し申し上げたいと思います。

まず、どう変わったのかということを、先にポイントだけ見ていただいたほうが、話がわかりやすいかと思いますので、何がどう変わったのかということだけを、先にご説明させていただきたいと思います。今回の大学設置基準改正の要点はいろいろございますけれども、私たちが教育のソフトという面に関して注目するならば、次の4点に

絞ってよろしいかと思います。

- ・カリキュラム設計の自由化
設置科目の区分撤廃
教育課程編成方針（19条）
教育目標の設定
学校教育法52条の遵守
卒業要件の規程（32条）
教員数の基準（13条）
- ・学習の充実
単位の計算法を変更（21条）
単位制度の実質化
大学外履修成果の認定（29条）
入学前修得単位認定（30条）
- ・生涯学習体系移行への対応
科目等履修生の導入（31条）
収容定員制への移行（18条）
- ・自己点検・評価の導入
教育研究の向上（2条）
- ・学士の種類撤廃（旧34条）

大学設置基準改正の要点

まず第1は、カリキュラム設計の自由化、この内容は後に詳しく申し上げますが、ここがこれまで新聞報道等で「大綱化」という言葉で表現されている主要なポイントであります。つまり、これまで大学設置基準で大学教育のプロセス、例えば設置すべき科目の種類、数、単位数とか、そういうものが非常に細かく規定されていた。これを原則的に、自由にしたというのが第1点であります。

第2点は、学習の充実ということです。もう少し学生に勉強してもらう手だてを考えましょうという内容でございます。これも内容は後で申し上げます。

3点目、生涯学習体系への対応、この部分は、これも詳しくは後ほど申し上げますが、これからいろいろなところで生涯にわたって学習をしていく、そういう時代がやってくる。それに対応して、大学も従来のように18歳から22歳まで連続して勉強する人たちだけを相手にするという仕組みでなく、もう少しいろいろな学習の機会に対応できる

ものを用意しようと、そういうものであります。

最後の、自己点検・評価の導入、これが大きな話題になっておりますが、教育・研究を向上させていくためには、自分の努力でやってください。絶えず状況を点検して、直すべきところを直す、そういう仕組みを大学の中につくってくださいというのがこの4点目でございます。

そこで順番に今の4点について、やや詳しくご説明申し上げたいと思います。我々は教育に当たるにつきましては、当然のことですけれども、カリキュラムということの問題にするわけですが、まことに不思議なことに、これまでの大学設置基準の中には、カリキュラムという考え方がほとんど明らかにされておりました。今回の設置基準の改正でそれを非常にはっきりさせたのが大きな特徴だと思います。改正された設置基準の第19条に、「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」というふうになっております。

これは当たり前のことなんですけれども、従来は実はなかった規定でございまして、従来はここはどうなっていたかといいますと、大学の科目は一般教育、それから外国語、体育、専門と、この4つのカテゴリーで開設しなさいと、いきなり書いてありました。それをどういうふうな考え方でデザインしなさいというようなことは一切書いてなかったわけでありまして、それを、後でまた議論いたしますいろいろな反省に基づいて、このように改めた。ここで「教育課程」という漢字語が使われておりますけれども、これはカリキュラムと読み直していただいてもよろしいものであります。もちろん、旧の設置基準の中にも教育課程という言葉はあったんですが、それが何を意味するのか、あまりはっきりしておりました。

そこで、もう1つ大事なことがございます。同じ第19条の第2項に「教育課程の編成に当っては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とされています。つまり、幅広い人間性の涵養等々にも配慮をしてください

ということになっております。この第2項は、実は学校教育法第52条に掲げられております大学教育の目的そのものであります。

では、大学、学部、学科等の教育目標というのは何から設定されるかと言え、その大学の教育の理念、あるいは建学の理念でありますとか、あるいは目的としているところ、そういうものから具体的な形でつくられていくものであります。そしてそれを具体化するものとしてカリキュラムを考える。そして、同時に、学校教育法52条に定めた大学の基本的な性格、目的をぜひ忘れないでいてくださいという、それがこの19条2項の表現であります。

学校教育法第52条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と書いてあります。

私は、これをこういうふう具体的に考えてみたいと思っております。それは、まず専門的素養を備えた指導的市民の養成が大学の目的ではないかと。もちろん、どの程度の専門的素養かという考え方については、いろいろな段階があり得ると思います。これからは、日本だけ、一国のことだけを考えていられる時代ではないことは明らかでありますので、地球全体の問題について目を向けることのできる、グローバルで高度の教養を身につけさせる。それから、専門領域に関する基礎知識を身につけさせる。学問、研究の方法、態度を身につけさせる。これだけのことができれば、今の我が国の状況のもとでは、学部教育としては十分ではないかというふうに私は考えております。

そこで話をカリキュラムの問題に戻させていただきます。まず、カリキュラムとは何だという問題であります。私は、カリキュラムというのはこういうふうに考えたいと思うんです。それは学科目の配列を意味する、これは1つの考え方ですけれども、配列が書かれているだけでは、それはカリキュラムとは言えないと思います。それをどういう順序で、どういう取り方をするかということ、つまり履修規定が伴っていないと意味がない。AというカリキュラムとBというカリキュラムは、見た目には全く同じ科目が並んでいても、

それをどういう考え方で学生に勉強させるかということには、いろいろ違いが出てくるわけです。すなわち、履習規定です。それがむしろ、それぞれの学部とか学科の特色をあらわすことになると思うんです。

この学科目の配列というのは、もう少し詳しく言えば、各学年にどういうふうに配当するか、あるいは専門、必修、選択、自由等々の別はどうするかというようなことですし、履修の規定というのは、履修の条件でありますとか、順序でありますとか、そういうことをあらわすこと、つまり、ここに、我々が学部とか学科とかの目標から設計したカリキュラム、教育課程の思想が盛り込まれる部分だと思います。そして、だんだん現場のほうに近づいていきますと、カリキュラムをつくただけではだめで、それを学生にどういうふうに理解させて、教える側の意図に沿った勉強をさせるかという、つまり、学習指導、カリキュラムの実質化というプロセスが必要であります。さらに、個々の教師にとりましては、いよいよ教室でどういう授業をするか、つまり、どういう授業計画シラバスをつくるか。そして授業にどう臨んで、どういう教育をやっていくか、そして最後に、おそらく試験をして、単位をどう与えるか、こういう一連のプロセスがその後が続いてくるわけであり

ます。

さて、先ほどの教育設計の自由化の話題に関連して、もう1つ大きく変わったところをご紹介いたしますと、単位の与え方についての考え方がだいぶ変わりました。従来の規定は大変長ったらしかったのですが、次のようになってしまいました。「各授業科目の単位数は大学で定める」、これは従来もそうでありましたけれども、大切なのは第2項です。「前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算する」、こういうふうになっております。つまり、非常にはっきりさせたところは、1単位の授業科目は45時間の学習を必要とする量であるとした点です。すなわち、学習量をあらわすというの

です。これは従来の規定でいいますと、例えば講義科目1単位というのは、15時間の教室における講義と、それ以外に、30時間の自習、予習とか復習をもって1単位を与えると、こうなっていたわけですが。それをこういうふうに変えた背景の議論は何であったかといいますと、教室外の時間を30時間、自習とか復習をしろと言ってみても、これは強制力がない。強制できないことを法律に書いておくのはおかしいじゃないかという考え方から、むしろ、もっとはっきりしているのは、45時間分の内容を教え、そしてそれをマスターできたら1単位与えるというところだけを押さえたほうがいいだろうという考え方であり

ます。

そして、第2項の終わりにありますように、「次の基準によって単位数を計算する」。これが少し従来と変わりました、多少幅ができたというのが特徴であります。つまり、1単位というのは45時間分、教室での講義も含めて45時間勉強をする、その分量が1単位であるということで、そのうちの15時間から30時間の間で適当に決める時間を教室で使うと、こういうふうになったわけです。なぜ15時間から30時間という幅をつくったかという、例えば演習のように、教室で非常にインテンシブなディスカッションのようなものが中心になるような場合には、教室で使う時間にウェイトを置いて単位計算をしてもいいじゃないか、あるいは従来のような講義スタイルですと、講義のほかに自習を、例えば宿題をきちっと出して勉強をさせるというようなことも含めて考えなければいけないというようなことで、大学のそれぞれの授業科目の実情に合わせて単位計算をしてもいいということにしたわけです。実験、実習、実技についても少し幅があります。

さらに、これは特に理工系にとって非常に便利になった部分ですが、卒業論文、卒業研究、卒業制作等に対しては、時間計算ではなくて、成果に対して単位を与えるという考え方を導入いたしました。先生方も、この矛盾には悩んでおられたと思いますが、もし従来の考え方で、時間に対して単位を与えますと、卒業論文のように朝から晩まで学生がやっているものを計算したら、とてつもない単位数を与えることになってしまう。

そうはいかないので、結局、ある意味では合否に相当するような名目的な単位数、2単位でありますとか、4単位であるとかというのを設定しておられるところが多いのではないかと思います、それをむしろはっきりさせたというところが大きく変わった点であります。ですから、この単位数は、同じ1単位でも随分意味は違って来るわけです。

$$2 \times 45 \times 2 / 3 \div 15 = 4 \text{ (1週当たりの自習時数)}$$
$$124 \div 4 \times 45 \div 30 \div 5 = 9.3 \text{ (1日当たり学習量)}$$

さてこんな計算式をお見せしますが、何をあらわしているか、おわかりになりますでしょうか。これは私が仮に計算をしたものですが、学生が一体どれだけ勉強をしなければいけないのかという時間を計算したものであります。

まず、上のほうは、例えば仮に2単位の講義科目を聞くとしたら、1週間にどれだけ勉強を自分でしなければいけないのかというと、1単位で45時間の学習量ですから、2単位だったら 2×45 時間の学習量になります。自習の割合が、例えば30時間だとしますと、3分の2、そして1学期が例えば15週だとすると、15で割りますと4、つまり、1週当たり4時間自分で勉強しなくてはいけない。別の言い方をしますと、させなければいけない。そういうふうに授業を組み立てておかなくてはならない。つまり、私たちのつくるノートでありますとか、授業計画というのは、教室へ出ていく15回分のものだけであってはいけないということです。残りの30時間をどうやって勉強させるかということまできちっとやっておかないといけないということです。

もう1つ、1日当たり学生はどのくらい勉強しなければいけないのかということですが、124単位を卒業までに取るとして、それを4年で割って、それに45時間を掛けますと勉強の量になります。つまり教室におけるものと、自習を含めた学習量になります。それを仮に年30週として、そして週5日だとしますと、1日当たり9.3時間、これは学校で勉強する時間も含めてでございます。124単位という数が何で決まったのかというのは、実はこれから逆算されたという説もあるくらいであります、1日9時間、学校の勉強とうちの勉強をや

れば、あと往復の時間と、御飯を食べたり、ふろへ入ったり、寝たりというのでちょうどいっぱいになるというような説明であります。

この計算をお見せしたからどうというわけではありませんけれども、こういうことを念頭に置いて、学生にどうやって充実した学習をさせていくかということを考えなくてはいけない。少なくとも、新しく大学の先生になられる方には、この仕組みは知っていただかなければいけない。そしてそういうふうに教育に当たっていただかなければいけない、そういう意味で申し上げたわけであり

ます。

カリキュラム設計の自由化と、学習の充実、つまり単位計算の方法が一番大きく変わったところでもありますけれども、これに関連して変わったところが幾つかございます。それは従来ですと、一般教育、それから外国語、体育、専門と、カテゴリーが分かれており、それぞれのカテゴリーについて、入学定員に対して先生の数が決められ、それを合計して必要な先生の最低数が決まっておりました。今度はカテゴリーがなくなりましたので、そういう計算はできなくなりまして、学部の入学定員に対して、先生は最低何人ということになりました。同じように、卒業要件、これは従来ですと、4年以上在学し124単位以上となっております。しかし、それだけではなくて、各カテゴリーについて何単位以上と決まっておりました。さらには、一般教育科目については、各系列についてというふうに、非常に細かく決まっておりました。今度はカテゴリー自身がなくなりましたから、規定の仕方も当然変わらしまして、124単位以上というだけになっております。

学習の充実ということに関連して、さらに2つほど変わったところがございます。1つは、大学以外の教育機関で履修した成果を認めてよろしいというのが新しくできました。具体的には何を想定しているかということ、一定以上の水準と認められる専門学校のようなところで勉強した成果も、大学が自主的に認めていいと、そういう内容であります。それから、大学に入る前に、既にほかの大学で何単位か取っていたというようなものも認めてよろしいというふうに、つまり、できるだけ

多様な学習の機会を保障しようという考え方が示されています。

次に申し上げたいことは、生涯学習体系への対応という点であります。生涯学習体系への対応というのは何を意味するかと申しますと、先ほど申し上げましたように、18歳で大学へ入ってきて、そして22歳まで続けて勉強をするというのが、将来ともおそらく当分の間は、これがマジョリティーであることは変わりはないと思いますけれども、それ以外の可能性に対しても十分な準備をする、そういうことを意味しております。1つは、編入学等をできるだけやりやすくすること、これは設置基準というようなところには書けない問題でありますけれども、審議会の答申の中には、編入学というようなことに對しても積極的に対応するというような考え方が出ております。

具体的に新しくできましたものとしては、科目等履修生という制度です。これは従来ございました聴講生という制度を発展させたというふうにお考えいただいてもよろしいかと思います。聴講生というのは、単位をもらえなかったわけですが、これに對して、科目等履修生というのは、幾つかの科目を取って、取ったものに対しては、単位が与えられることになっております。幾つかのと申し上げたところがある意味で重要でございまして、好き勝手にあれこれ聴講をして単位をもらおうというのではなくて、あるまとまりのある勉強をした場合に、それに対して単位を与える。これが科目等履修生というものであります。ですから、逆に言えば、私も大学にとって、コースと言ってもよろしいかと思います、コースを用意する責任も生じているということになります。従来ですと、聴講生というのは、席に余裕があればいいですよというような消極的な受け取り方でありましたけれども、もっと積極的に、そういう需要にこたえるという責務が一方で発生したわけです。これが科目等履修生であります。

そのことと密接に関連して、もう1つ設置基準の変わりましたところが、従来はすべてのものが入学定員を基礎にして表現されておりました。ところが、こういうふうには生涯学習時代が本格的に到来すれば、聴講生であるとか、科目履修生であ

るとか、編入生であるとか、いろいろな学生が出たり入ったりすることになりますので、1年生の入学定員というところだけで押さえたのでは無意味であるということから、総定員、設置基準上は収容定員という言葉を使っておりますが、収容定員というもので押さえるというふうに変わりました。収容定員、例えば1,000人の学科をつくって、そして1年生と2年生は幾ら、3年生のところで編入学をこれだけ採ろうとか、そういうデザインをこれからしていくということになるわけでありまして。あるいは当分の間は、そういうことをあまり考えないとすれば、簡単に言えば、収容定員割る4が従来の入学定員と対応すると思ってもいいわけでありまして。

さて問題は、そうやって科目等履修生という制度をつくり、どんどん意欲のある人には単位を与えるということになったときに、その先、その人たちに何をしてあげるかという問題があります。単位をA大学で10単位、B大学で20単位、そして124にたとえなっても何にもならないというのでは気の毒でありますので、単位を累積して加算していったら卒業と同じことになるという単位累積加算制度というものを同時に考えたわけでありまして。

それでは、単位累積加算制度でだれが学士号を出すのかということになります。120単位までそろえてきた人が、最後の段階である大学へ来て4単位取って、さあ、おたくから学士号をくださいと言っても、そこの大学はお困りになりますでしょう。そこで新しくできましたのが、きょう、機構長の田中先生がお見えになっておりますけれども、学位授与機構という機関であります。この学位授与機構というのは、法律的には国立大学設置法の一部改正という形でつくられた、大学と同格の自律性を持った機関であります。つまり学位を出すというのは、国際的にも大学にのみ認められた特権であります。したがって、124単位集まりましたと言って文部省のどこか窓口へ持って行って出してもらおうというのは、そういう慣習になじまない。そこで、学位を出すというのはやはり独立した、大学に準ずる機関をつくって、そこでやるべきだというのが大学審議会等からの答申にございまして、それに基づいてできたのが学位授与機構でござ

ざいます。

学位授与機構には、当面3つの課題が考えられておりますが、単位累積加算制度による学位の授与というのは2番目に書きましたところであります。1番目は、短大、高専の卒業生に対して学位を授与するという仕事がございます。短大とか高専というのは独立した教育機関でありますから、それなりの目的がきちとあります。ですから、その卒業生はその目的を充足したということで一定の資格が与えられるわけですが、しかし、何分にも若い人たちのことでありますから、最初は短大だけ行こうと思っていたり、あるいは高専に行こうと思っていても、その後の状況でもっと勉強したいという意欲が湧く場合もありますし、あるいは条件が変わって、それが可能になる場合もある。そういうときに、あなたは短大、高専どまりですよというのは、やはり教育的ではありません。

それに対して、現在の制度の中にどういう制度があるかと言えば、4年制大学の3年生に編入をするというのがありますが、現実の問題として、編入学の窓口は必ずしも広くない。あまり多くの大学でそれを積極的にはやっておられない。そういうようなこともありまして、短大、高専の上に専攻科をつくって、その専攻科で勉強した人に対して学位を与える。しかし、そこで、それでは短大あるいは高専プラス専攻科イコール4年制大学というのでは、やはりいろいろ問題がございます。そこで、それだけではなくて、専攻科における勉強プラス4年制大学における一定の勉強、それが終わった人には学位授与機構が認定をして学士号を出すというのが最初の仕事でございます。

その場合にも、既に問題になりますのは、4年制大学側でその受け皿を用意しなくてはいけない。これが先ほどの科目等履修生になってくるわけがあります。そこまでは規定の中ではっきりしてありませんけれども、おそらくは専攻科で勉強している学生が4年生大学に来て、こういう必要があるから単位を取らせてくださいというときの受け入れるカテゴリーとしては、聴講生では単位が出せませんから、科目等履修生として受け入れるこ

とになるのではないかと思います。ですから、こういうところからも、この単位累積加算制度による学位の授与はまだこれからの問題で、すぐ来年、該当者が出るというものではございませんけれども、最初のほうは既に存在して、短大、高専に専攻科があるところもございますし、国立の高専には今年の4月から専攻科ができるところもございますので、早速にも相当数の人たちがそういう必要性を持って4年制大学へ来ることになるかと思ひます。

3番目の仕事は、大学以外の大学に匹敵する教育をやっている高等教育機関、簡単に言えば各省庁大学校の卒業生、あるいはそれらの研究科の修了生に対して、学士・修士・博士の学位を授けるという仕事でございます。各省庁大学校は、学校教育法における大学ではございませんので、そこにいきなり学位条件権を与えるということは、先ほど申し上げました国際的な慣行にも反することになりますので、こういう方法で学位を出すということが決められたわけでございます。

・特色ある高度な教育・研究の実施

それぞれの大学、学部、学科の目標の確認

教育目標を実質化するカリキュラムの開発

統合化カリキュラムの開発

充実した教育を実施するための教授法の開発

教員の教授能力向上 (Faculty Development FD) への取組み

教員・施設・設備の整備充実

・自己点検・評価の実施

自己点検・評価による教育・研究活動の高度化、活性化

→点検結果の評価→改善等の計画策定→実行←

現状の点検

自己点検・評価のアクレディテーションによる客観化

大学基準協会の役割への期待

今、大学に何が求められているか

さて、最後に申し上げたいのは自己点検・自己評価という問題でございます。大学設置基準の第2条に、これは従来はございませんでしたが、全く新たにつくられたのが、この規定です。「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的

及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことに務めなければならない。」この自己点検・自己評価の規定が加わったことについて、世情、若干誤解をされた解説がなされているので、これについては少し強調させていただきたいと思います。自己点検・自己評価が入った理由は、大学設置基準が大綱化されたこととセットになってこれをやれということだという解説が行われている部分がございます。つまり、大綱化されたから、少々おかしな大学ができるかもしれない。だから、ちゃんと点検・評価をしなさいと。これは全く間違った俗説であります。しかしながら、その俗説は、ある意味で根拠があるところがまたややこしいところでもあります。どういうところかと申しますと、アメリカの大学の設置認可と、その後の点検・評価の仕組みをよくご存じの方がそれをおっしゃっているのです。

アメリカの場合はご承知のように、州によって差があるようでございますけれども、簡単に言えば、大学の設置認可は非常に簡単で、届け出に近いぐらい簡単だというふうに聞いております。しかしながら、その大学が一人前の大学として認められ、例えば連邦政府の補助金をもらうとか、その卒業生が大学院入学資格を持つとかというためには、地域にありますア krediteーションソサエティ、日本の大学基準協会に相当するような機構ですが、そのア krediteーションソサエティによって認可を受けなくてはならない。それで初めて一人前の大学になるというのがアメリカの仕組みであります。

ところが、日本の場合には、設置基準がいかに変わろうとも、認可のプロセスは変わっておりません。したがって、従来のように、やはり設置審による審査が行われて、初めて認可されるわけであります。ですから、ある意味では、アメリカ流の第1回のア krediteーションは、官の手によって既に終わって誕生するのが日本の大学だと言ってもよろしいわけであります。したがって、我が国における自己点検・自己評価は、アメリカの場合とは全く意味が違って、まことに純粋に、ここにありますように教育・研究水準の向

上を図るためにやってくださいということであり

ます。どのような組織体でありましても、その状況の点検、それから、点検された結果の評価、その評価に基づく改善等の施策の決定、そして実行、こういうフィードバックなしには機能しないのは当たり前前のことであります。組織のイロハであるわけではありますが、しかしながら、大学というところは不思議なところで、これまではあまりこういうことをしっかりはやらなかった。むしろ、やることにに対して拒否的な空気すらあったわけであり

ます。一般論としましては、こういう点検・評価等々のプロセスというのは、組織体の外からやることもあり得るわけであります。全く組織に属さない部分がそういうことをやって、改善の命令を下していくということもあります。ですが、いやしくも学問の独立とか自由とかということを標榜している大学にとっては、そういうことを外部の手に安易にやらせてはいけないうわけで、まず自分の責任においてやらなくてはなりません。これをやらなければ、日本の社会もだんだん、いろいろなところでアカウンタビリティということを求めるようなことになってきますと、例えば外の団体がそれをやらなくてはならないような状況に立ち至るかもしれません。そういうことをさせないためにも、私どもは自分の手でしっかりそれをおこななければいけない。

しかし、同時に考えなくてはなりませんことは、自分のことを自分で調べて判断していくということとは、ややもすれば恣意に流れ、独善に陥る危険性を同時に持っているということです。したがって、その点検評価の結果をどうやって、その妥当性とか公正性を担保していくのか、これを同時に考えなくてはならない。その点については、まだ今回の改正では全然触れておりません。まずもって自分自身がやるという習慣すら、これまであまりなかったわけでありますから、それを実行していくことが第一段階であります。

アメリカの例で言えば、それはどうなっているかということ、ア krediteーションソサエティによる相互評価、同業者による相互評価が行われて

いる。私もこれが一番いいのではないかと思います。自己点検・自己評価の結果を例えば文部省に提出して、文部省の審議会とか委員会がそれを見るというのは、やっぱりやってほしくない。我々大学人がお互いに、お互いの向上のために努力をする、それが例えば大学基準協会の役割でありますので、そういう形が望ましいだろうと思います。

日本の大学基準協会でも今その準備にとりかかっておりまして、ただ、アクレディテーションをいきなり行うということはとてもまだできませんので、それを将来の課題として掲げて、さて、それでは自己点検・自己評価はどういうふうにしていったらいいだろうかということについての各加盟大学、あるいはそれ以外の大学の参考になるようなものをつくるということで、今、作業をしているところでございます。これが従来は全くなかった新しい点であります。

さて、どうしてこんなことを考える必要があったのだろうかということを、話の順序は逆になりますが、最後に申し上げてまとめていただきたいと思うんですが、これは多分に私見でございますけれども、私どもの大学教育が抱えている問題を4つ挙げてみました。まず1つは教育目標の混乱ということです。はっきり私も申し上げられると思いますが、私は、大学に残るようになって、かれこれ30年以上たちますけれども、我が学部、我が学科の教育目標は何だろうという議論をやった覚えがありません。

さらに学科目のカテゴリーが分かれていたために、それを主として担当する教員集団も固定化してしまっておりました。一般教育、語学専門、体育と、それぞれを担当する教員集団が固定的にできあがり、その教員集団の間のディスカッションすらまず行われなかったのが実情ではないかと思えます。それぞれの教育集団はまじめに、ほんとうに一生懸命それぞれに議論はいたしました、全体として同じテーブルで議論をするということではなかった。これは非常に問題ではないかと思えます。教育を受けるのは一人の学生でありまして、その学生に向かって、いろいろな人が勝手なことを言って教えようとしたのでは、彼らは混乱するばかりです。この反省が1つのきっかけであるか

と思います。カテゴリーをやめて、みんなでテーブルについて議論をし、そこから改めてデザインをしてほしい、すべきではないかということの根本的な問題がそこにあったかと思えます。

第2に、学生の実態に対する認識不足をあげたいとおもいます。一体今の学生は何を考えて大学へ来ているのだろうかということがいつも話題にはなりますけれども、それをどう認識し、どう教育に結びつけてきたかということについては、自分自身のことを考えてみますと、いささか頼りない気がいたします。

例えば教室の私語の問題というのも随分このごろ問題になりますが、私語をやめさせるにはどうしようかというノウハウ、ハウツーまで議論されますが、私は、あれはハウツーの問題ではない。要するに彼らは全然マナーがなっていないから、そこらじゅうのマナーがなっていないから、その一環として人の話を黙って聞けないだけのことだ——まあ、だけのことだと言ってしまったらいけませんけれども、それが大きいと思いますが、ではどうしようかというところを教育に結びつける議論はなかなかされない。そういうところをはっきり認識をしませんとひとり相撲になってしまう。それが、例えば単位制度の空洞化というようなところへも、結局はつながっていたのではないかと思います。

第3にカリキュラムの不在ということをあげなくてはなりません。理工学系部はまだよろしいのです。社会科学、人文科学になりますと、カリキュラムがあるのかないのかさっぱりわからんと、私が批判しているのではなくて、そちらの先生方がおっしゃっておられる。カリキュラムがなく教育ができるわけがないんですが、そういうことが多い。

最後に申し上げたいのはFD、ファカルティ・ディベロップメントの欠如です。これは全くなかったと言ってよろしいわけです。大学の先生が教え方の勉強をする必要はないという議論もあるわけがありますが、私は、それは今の時代には通用しないと思います。恩師の背中を見て育ったというのは古きよき時代のことでありまして、今や修士課程でさえ、背中を向けておればどこかへ行っ

まうという時代でありますから、とてもとても、そういう時代ではない。もっと教育的配慮を持って、きちっと教育に当たらなくてはいけない。狭い意味のファカルティ・ディベロップメントに始まり、広い意味では、カリキュラムのつくり方ということについても、やはり私たちは少し勉強をしてかかるべきではないだろうか、見よう見まねでやってはいけないんじゃないかというようなことまで含めた反省であります。ファカルティ・ディベロップメント、FD は我が国では口にするのも難しかったわけではありますが、最近、だんだんそれは議論がしやすくなったことは大変いいことだと思いますが、まだ1つの大学の中でFDをやるというのはなかなか難しい。むしろ、それが初任者研修、それから評価、格付けなんていうふうにつながるのではないかと、そういうお考えすらまだあるわけです。

そんなこともありまして、ちょっとこれは宣伝させていただきますが、八王子にございます大学セミナーハウスで、3年前から準備をいたしまして、FDのセミナーを始めております。これまでテキストも、大勢の先生方ご承知の、例のMITのテキストがIDEで翻訳され、『教師と学生』というものがございますが、あれは大変いいテキストでありますけれども、何といたっても国情の違いがございます。あのままではなかなか使えない。そこで私どもは、今年初めて、それ用のテキスト、『FDハンドブック』と銘打ったものをつくりましたけれども、そんなところも非常にささやかな努力で、年に1回しか我々の努力ではまだできません。年に1回、60人の先生方に対して、そういう問題意識を持っていただくということしかまだできておりませんけれども、そういうことについても各大学でこれから真剣に取り組むべきことではないかと思えます。

大学院の問題については、きょうは全く触れておりませんが、ちょっとだけ触れさせていただきます。ご承知のように大学審議会には幾つかの部会がございます、今お話しさせていただきました内容は、大学教育部会で主として議論をした事柄であります。しかし、非常に多くのものが大学院とも関連をしております、大学院部会で並行

1 基本的視点

- ・学術研究の高度化、急速な技術革新、社会・経済の複雑化、国際化

2 主な提言

- ・課程制大学院制度の整備充実

- ・社会人の再教育

- ・国際化への積極的対応

- ・自己点検・評価の導入

- ・評価に基づく重点整備

3 答申の概要と法令の制定並びに改正

(1) 大学院制度の弾力化について（63年12月答申）

- ・組織・運用の柔軟化

- 独立大学院の組織編成及び施設設備に係る基準の制定

- ・若手研究者の育成

- ・社会のニーズに応える人材の育成

- ・社会人再教育への対応

- 学校教育法の改正（入学資格の弾力化、修士課程の修業年限の弾力化、博士課程の目的の改正、夜間修士課程の設置、大学院教員の資格の改正）

(2) 学位制度の見直し及び大学院の評価について（3年2月答申）

- ・課程制大学院制度の趣旨の徹底と学位授与の円滑化

- ・博士の種類の簡素化

- 学位規則の改正（学位の種類）

- ・大学院の自己評価について

- 大学院設置基準の改正（自己点検・評価）

(3) 学位授与機関の創設について（3年2月答申）

- ・生涯学習体系移行への対応

- ・大学・大学院と同等の水準にある高等教育機関の修了者に対する学位の授与

- 学校教育法の改正、国立大学設置法の改正（学位授与機構の設置）

(4) 大学院の整備充実について（3年5月答申）

- ・教育研究組織の整備

- ・学生の処遇の改善

- ・留学生の教育体制の整備

- ・量的整備の在り方

- ・財政措置の充実

(5) 大学院の量的整備について（3年11月答申）

- ・評価に基づく重点整備

大学院の改革について

して議論がなされております。そしてその答申に

基づいて、早速にも変えられたことが幾つかございましたことはご承知のとおりであります。

その中で、一番最後に書きました平成3年11月答申(5)大学院の量的整備について、この答申についてはご注目をいただきたいと思います。これはまだ答申が出ただけで、それを受け取った文部省側では何にも具体的な対応はしておりません。これからいろいろな措置がなされるわけですが、この量的整備という答申の中で、全く新しく打ち出されました、評価に基づく重点整備という考え方が出ております。これは、今後、課程制大学院制度の充実を図っていく際に、我々大学人の努力だけでできる部分もちろんありますが、それだけではできない部分がある。それが財政措置を伴う整備の部分であります。そのことについて、一般的な財政援助、財政措置も十分しなくてはいけないけれども、同時に、均等の財政措置だけではだめだ、重点整備をしろという観点が指摘されております。それも評価に基づく重点整備であります。

具体的にどんなことになっていくのかはこれからの問題でありますけれども、そこで挙げられておりますポイントとしては、まず簡単に言えば、科研費方式のようにして、各大学が申請をする。我が大学院はこういう特徴のあることをやって、こういうことをやろうとしているから、これに対して重点的に予算措置をしてくれという申請をする。その申請をどうやって評価するかというところで、多面的にやれということを言っております。多面的というのは、例えば学会での評価であるとか、産業界における評価であるとか、いろいろなファクターを考えて多面的に評価をして、重点整備をしろということを言っております。これはどういう形でこれから制度化されていくかわかりませんが、大いに注目をすべき点であろうかと思えます。

以上、非常に雑駁な話で大変恐縮でございましたけれども、一応、これで話を終わらせていただきます。私も決して教育問題の専門家ではなく、先生方とご同業の、全く一人の教育者であり、研究者であります。その立場でこれからも努力をしてまいりたいと思いますので、これからもご指導

をいただきたいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

司 会 示村先生、どうもありがとうございます。非常にわかりやすくご説明いただきました。いろいろご質問が多いかと思いますが、しばらく休憩したいと思います。

(休 憩)

司 会 それでは、再開したいと思います。

質 問 説明の中で、単位累積加算制度がございますね。短大とか、専門学校の専修科、それプラス、ある単位を付与して学位を授与する。その場合、短大とか専門学校の専修科のいわゆる単位というものをどう評価するか。と申しますのは、全部124単位となるうちで、短大とか専攻科を出たら、あとどのくらい取れば基準が満たされるか、そういう基準は何かございますか。

示 村 これは田中先生にお願いしたほうがいいかと思うんですけども、基準がございまして、まず第1に、短大も高等専門学校の専攻科も、学位授与機構によって認定されなくてははいけない。どこでもいいというのではない。つまり、大学の教育に匹敵する教育をきちっとやっていると認定することがまず第一でございます。その上で62単位を認める。ですから、例えばその短大が65単位が卒業単位だとしても、62単位まで認める。124の半分ということでございますね。そして残りの62単位を専攻科において取りなさいと。ただし、それを全部専攻科だけで取るのではなく、先ほど申しましたように、16単位は4年制大学に行って取ってきなさいと、こういうことです。

ご承知のように、短大あるいは高等専門学校の専攻科は、認可ではなくて、届け出でできてしまうわけです。ですから、どこの専攻科でもいいというのではやはり困る。4年制に匹敵するだけの内容でやっているかどうかは、授与機構のほうでもう一度きちっと審査をするということが第一になっています。

質 問 そうすると、累積加算制度によって、学位を取る人は最後までいって、それは学位としての1つの社会的な評価が出ますけれども、途中といたしますか、単位124までいかない。しかし、私はこれだけを勉強したということについての評価は、

まあまあ、それは企業に入った場合とか、あるいは認めるところもあるかもしれませんが、社会的には、一般的にそれは評価の対象にならないわけですね。

示 村 例えば今でも、3年生までは行ったんだけれども、事情でやめたというのが、制度的には評価できないのと同じことになりますでしょうね。当人にとっては気の毒なことですけども、制度としては仕方がないんじゃないかと思います。

質 問 今のお話に関連しますが、16単位だけ4年制大学で取る。専門学校卒業生は、あるところで聴講生型の単位というか、申し入れるわけですか、それを大学としては受け入れるわけですか。

示 村 聴講生ではなくて、科目等履修生というカテゴリーとして受け入れる。ですから、これから具体的にどういうふうになっていくかはわかりませんが、私が予想しますのは、全国どの大学でも同じようにそういう人が来るかという、多分そうではなくて、当該の短大とか高専がある近くの大学にお願いすることに、おそらくはなりますでしょうね。もちろん、それだけに限っている必要はないわけですけども。ですから、そういう大学と短大、高専の当事者との話し合いで、そういうコースを開設するというような準備を、おそらく具体的にはすることになるんじゃないかと思います。しかし、もちろんそれに限ったことではございませんし、放送大学でもよろしいわけです。いろいろな可能性が今後出てくるかと思っています。

田 中 示村先生のお話、非常に感銘を受けましたので、私からは蛇足になるんですけども、短大、高専のお話がちょっと出ましたが、例えば短大でも、今、3年制もありますね、それから2年制もある。高専は今、専攻科が今年4月から2つの、まだ高専ですけども、今後できていくだろうと思いますが、専攻科ができてまいりました。3年の短大の場合には、あと31単位取るということで、その中で16単位は4年制の大学から取ってほしい。放送大学も含めてですね。そうでないと、地方でいい大学の科目など、履修生という制度は、すぐにはないケースがございますので、そういうことです。

それから専攻科、これは実は今年の2月10日までに、もうすぐですけども、一応課程認定、つまり専攻科として4年制大学と同じだけのことをやっていただけるかどうか、つまり、教員組織でも、あるいはカリキュラムにしても、そういう条件、これは示村先生は、実は学位授与機構運営委員の一員で、非常にいいご意見をいただいているわけですけども、それと審査会というのがございます。その専門審査会に国公私立の先生方が200人以上おられまして、そういう方々が各分野に分かれて、課程認定をしていただく。それで専攻科がちゃんと認められれば、そういうところの単位が今の62単位にしろ、31単位にしても、そこでパスすれば認められていく。これはもっと広がった形になっておりまして、専攻科ではなくても、もちろん、大学の科目履修生といいますか、将来は累積加算制度として取った広い取り方、これで学位授与機構で与えるということになろうかと存じます。

そのときには、ばらばらに取るというよりも、やっぱりバックボーンになる体系的な取り方をしているということが条件だろうと思いますね。そういうことで、これから個人別の審査ということになっていくだろうと思います。ですから、非常に早い機会になりまして、例えば3年制の短大ですと、専攻科が認められた場合には、来年の4月ぐらいから、それによる学士号というものが出るのではないかと期待しております。それからまた、これはどんどん増やしていくとあれですけども、何単位か落として退学したという学生がいるわけですけども、そういうものも対象になっていくだろうと思います。

それから、大学校はきょうは詳しくはお話がございませんでしたけれども、大学校で、6つの大学校ですけども、学士号としてほぼ1,000人程度、それから修士として、これはまだ認定しておりません。修士はいつも大学校のほうで研究科を卒業して、それから申告するわけですから、4月以降になろうと思います。それからドクターについては、実は10名前後ですけども、医科大学のほうのあれで10名程度は、おそらく3月に出るということになろうかと思っています。それは個人別の審査

がでございます。

そんなことで、将来はいろいろな生涯教育、これは学部だけではございませんで、大学院レベルとしても発展させていければと思っております。これは示村先生のいろいろなご意見などを伺いつつ、学位授与機構を発展させていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司 会 ほかにご質問ございませんか。

質 問 東大の大橋と申します。機械工学科におりまして、カリキュラムの改革というのを、いつもいつも口にしてはやっているわけですが、カリキュラムを改革しても、教育の実効性というのはちっとも上がってこなくて、学生の実力が、カリキュラムを変えることに従って上がってくるかと考えると、いつも失望しているわけなので、どこが悪いのかよくわからなかったんですけど、今日見せていただいたスライドで、カリキュラムというのはイコール学科目の配列プラス履修規定というのがございましたね。その中で、学科目の配列というのは学年配当、必修、選択、自由の別ということで、これは大体どこでもやると思うんですけど、履修規定と言われたもののの中で、履修の条件、それから順序等というふうに書いてございますけれども、これは具体的に、もうちょっと詳しくお話いただくと、どういうことでございましょうか。

示 村 例えば非常にかたく考えますと、ある科目を勉強するための基礎になるべきものというのが幾つか浮かんでまいりますね。ですから、これはちょっと青臭い理論ですけども、そういうものがきちんと理解されていなくては、勉強できないはずだというのがあり得るわけでございますね。それをあまりリジッドにやってしまいますと、4年間ではとても組めなくなってしまうから、ある程度妥協も必要かと思っておりますけれども、履修の条件というのは、1つはそういうことを私は申し上げたかったわけでございます。プリリクアイメントのようなものでございますね。

それから、それをもう少し個々のものについて、そういう流れをきちっと考える。あるいはそれがあまりにもリジッド過ぎれば、グループとして、例えばあるグループの学習が終わっていなければ

次のものには行けないはずだというようなことをきちっとさせるとか、そういうのが履修の条件とか、順序と言っているものの1つでございます。

それから、例えばこういうことも、おそらくこちらの部分だろうと思いますが、どのカリキュラムでも非常に基礎になるもの、あるいはコアになるものは何かという考え方が当然でございます。そして、そういうものは全員にとって必修である。そういうものが終わった後に、このカテゴリーから何単位ぐらい取るということによって、こういう色づけの可能性がありますよとか、そういうような考え方を示すことも必要かと思えます。例を出させていただいたほうがわかりやすいかと思いますが、私は電気工学科でございますが、対象とするものが、非常に広くなりましたので、20年ぐらい前に、私どもの電気工学科で相当大幅な改訂をやりました。

そのときの考え方は、まず、本来どういう勉強をするかは学生の自由だという立場に、まず一人立ちました。しかし、自由だといっても、放ったらかしておいたのでは、どうやっていいか、手もつけられないだろうから、モデルを示そうと、そういう考え方を取りまして、学科の中に4つのコースを設定いたしました。これは決して学生の所属すべき組織ではない。学習のよりどころを示した学習モデルであるという考え方に立ったわけでございます。そして、それぞれのコースについて、それを中心として、ある裾野を持って電気工学の中で勉強ができるであろうようなカリキュラムのつくり方をする。そして学生にもそれを明示しまして、このグループからはこのくらい取れ、このグループからこのくらい取れ、このグループは全く自由に、どこから取ってもいいと。そうやれば、おまえは、例えば電気工学におけるエネルギー工学のことについて、こういう勉強をしたことになる、そういうことを示すことをやったわけでございます。履修規定として私が頭に描いているのは、そういうような内容のものでございます。

質 問 わかりました。ありがとうございました。そうしますと、今おっしゃったことは、大体書き物に、例えば学生に配る履修のガイドブックの中

にすべて載るものだと思います。それに対して、もう1つ、同じスライドの下で、授業計画、授業評価というもう一群のものがありましたけれども、これは授業計画に載らないというか、学生は目にしない、書かれたものにはならないものでありますけれども、これは学習の達成度を考えると極めて重要であると思うんです。その中で、例えば授業計画（シラバス）という言葉は、普通我々はあまり使わないんですけれども、これは具体的にどういうものをはっきりするとシラバスができたということになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

示 村 実はそこが一番、これまで私どもも知らなかった部分だったわけですが、それにやや近いものとしては、どこの大学でも講義要項をおつくりになっていらっしゃるね。せいぜい3行とか4行で、この講義はこういうことを目指す講義であるというようなことを書いておられる。それは一種のシラバスですが、シラバスというのはそれだけにとどまりませんで、大体こういうことが盛り込まれるべきであろうと思います。つまり学生に対して、この講義はこういうねらいある、こういうことをやるのがこの講義のねらいだと。そしてそのときに、一番細かくやれば、何月何日はどういうテーマについて講義をする、何月何日は何についてやる、それを1年間のものをずっと作りまして、そしてその裏にそれが難しいところですが、さっき私が申し上げましたように、この講義に出るためには、こういう予習をしておかなければいけない。そして教室では、これは触れられないけれども、自習でこういうことをやれというようなことまで全部明示する。

そして、アメリカの例では採点、評価の仕方までそこに書いて、一種の約束をする。

アメリカのことはさておいて、私どもがやらなくてはいけないことは、出たとこ勝負で、その日の気分でしゃべったり、しゃべらなかったりというのはやっぱりよくないと思います。それできちっと計画を立てて、その計画は、そのとおりにいくとは限りませんが、一応学生にも見せておいて、学生にもその準備をさせる。そのかわり、見せた以上は、準備してくることは絶対条件であ

るという講義の進め方をする。これがシラバスと言われるものだろうと思います。現在にご自分でプリントとして、最初の時間にお配りになっていらっしゃる先生はおありになるようですけれども、将来的にはそういうものも学校の公的刊行物として扱うべきではないと思っております。

質 問 私も大学のことはよく存じあげないんですけれども、確かに少し前進しているような感じを受けるんですけれども、まだ画一的な教育をしようというような意図が、あるいは官僚的な意図が非常に見え見えなんですよ。質問の1つは、先生のおっしゃった日本高等教育協会誌の工業教育における特殊性というところに書かれている第2の問題という、技術でも社会的歴史的責任を果たす能力をどうやって与えるかという、逆に言うと、先生方がそういうことを勉強されているかということなんですよ。そういう幅の広いことがあまりにも画一的になっていた欠点がある。

もう1つは、深さが足りないというほうを私も感じますので、どうもまだ、真ん中辺にたくさんいいものをつくろうやというふうな調子に見えるんですけれども、その点、いかがでしょうか。

示 村 幅の問題は、それこそ今までのやり方の欠点だったと思うんですが、私ども専門の人間は、専門のカリキュラムの議論はできますし、やりましたけれども、さて、どういう卒業生を育てるためには、全体としてどういう教育をやらなければいけないかという議論をやらなかった、あるいはできなかった。それを反省して、すべての大学人に同じく責任があるんだ。あなたは専門だけの責任ですよ、あなたは語学だけですよというのではだめだということをはっきりさせたというのが一番の大きな眼目でございます。その意味では、まだ中途半端だというおしかりはありますけれども、大学という保守的な世界では、結構、思い切ったことができたかなというふうには思いますが、むしろ、おっしゃるとおり、私どもの反省すべきところも随分あるわけございまして、教える人間の幅が狭かったら、育つ人間も狭いというのは当然でありますので、それは、これから我々自身がどうやってそういう人間になっていくか。その点について、今ちょっと今井先生とお食事中にお話

ししていたんですが、今まで、とにかく大学の中での我々の評価の仕方というのは、研究と教育と言いながら、研究業績における評価しか、事実上できないと言ってしまふとそれっきりですけども、やってこなかった。教育面での努力とか、教育能力、教育業績というものをどうやってこれから評価していくのか。研究者だけでなく、教育者としての資質とか、業績、能力をどうやって評価していくのかというのは非常に大きな課題だろうと思います。それを正當に評価する仕組みができていくことによって、今ご指摘のような点も、今後改善されていくのではないかと考えております。

質 問 例えば社会的な技術史とか、そういうものがほとんどないですよ。社会的な技術の役割を果たすなんていうような講義はほとんどないじゃないですか。ですから、むしろそういうことをやられることからやらないといけない。

後で言われたことについては、私は前々から、部外者なんですけれども、FDの問題はもっとやらなきゃいかんとか、殊に講座制の人事の問題、これは次々、自分の好きなのをまた上げていくなんていう、これは運用の問題になって、基準の問題じゃないと思いますけれども、そっちのほうがいまいかなければ、いつまでたっても同じような画一的な教育しかできない。そういうことは、ここに書いてないんですけれども、どうなんですか、今までの、アメリカから見て、日本の講座制のいいところというのは、講座の名前に関係なく研究ができるとか、工学部の人が数多いとか、この2点ぐらいなんですよ。あとは全部階層的に、次々に自分の弟子を求人していくというシステムではないですね。

示 村 先生のおっしゃるとおり、それは規定とか、法律とかの問題ではございませんで、大学の中で実際にどう運用していくか、運営していくかの問題だろうと思います。私は講座制の経験がないので、講座制のことについて触れることはできませんが、ただ、ご指摘のとおりことは、一般論として、大学という社会は非常に閉じた社会で、流動性の少ない社会であった。少なくともこれまではそうであったということも、いろいろな問題を醸し出していった1つの理由であろうかと思

います。直ちに日本の大学の社会がもっとオープンになっていくというふうにも思えませんが、少なくとも、周りの世の中からそういう要請が高まっていることだけは確かだろうと思いますので、私もそれを含めて努力をしますということしか申し上げられませんが。

質 問 その辺のことは基準じゃなくて、何か別に検討すると、研究されるようなことをやられないんですか。例えば、私は今の問題は自治の問題だと思うんですね。大学の自治とは何かとか、自治が相当荒廃しているじゃないかという議論に対して、何か考えていかないといかん。そういうようなことも含めてやられないと、要するに法律の基準だけ変えるというのは、ちょっと役人的で、変わりとも言えるし、そんなのはあんまり関係ないよというような感じにもなると思うんです。

示 村 逆に申し上げると、大変恐縮ですけども、役人主導でできることはそれしかないというふうにお答えする以外にないだろうと思います。

司 会 おっしゃっていることは、どっちの立場もよくわかるように思うんですけども、そういうものを議論する立場というのがないんですね、今のところは。そういうのがなきゃいけないという議論はわかりますし……。

質 問 ですから、私は、自治ということを相当重視するなら、大学自身がやりなさいと、こう言っているわけですよ。私は20年以上前に、東京大学の電気工学科に今のようなことを何遍も申し上げて、少し変えようということはやられたんですけども、結局は従来のシステムで動いちゃっているんです。

司 会 今の問題は、ちょっとこの範囲からかなり大きくなってしまいますので、ちょっとその辺で先生、とめておいていただいて、ほかのところでは何かございませんでしょうか。

質 問 先ほど、アメリカのやり方は非常にいいけれども、日本の国情に合わないというお話だったので、どういう点が向こうの国情と日本と違うか、工学教育の上で。これをちょっとお話しりたいと思います。

示 村 国情に合わないという言い方は少し大げさ過ぎたかもしれませんが、要するに日本

人の学生と日本人の教師という関係と、アメリカ人の学生とアメリカ人の教師という関係とは、当たり前ですが、違うわけですね。例えば、アメリカ人の学生というのは、非常に活発に手を挙げる。日本人の学生はまるで手を挙げない。そういうふうに向こうからどんどん、当たっていきようが当たっていきまいが、何でもかんでも言うてくるという場でやるやり方と、黙っていたら、じっと黙っている人間を相手にする場合のやり方とやっぱり違ってくるだろうということです。

それから、例えばあのハンドブックの中に、先生は役者になったつもりで、派手にとは書いてありませんけれども、そういうふうによれ、パフォーマンスが大事だと書いてありますけれども、日本人の先生にパフォーマンスをしろと言っても、それはなかなか無理ですね。そうではなくて、いかに学生の気持ちを引きつけるか、それを考えなさいという点は同じですけれども、教壇の上でパフォーマンスをしろと言っても無理だとか、そういうようなことでございます。ですから、本質はそんなに変わったことはもちろん言うておりませんけれども、その表現の仕方、あらわし方はやはり日本人の学生に合ったことでなきゃいかんだろうという意味でございます。

質問 ロボット工学のあれで、要するにロボットづくりの試合をやる。最近、日本でもそれがはやりだした。ああいうことが大事なんじゃないかと思うんですね。学生というのは、ああいうコンペティションでもあれば、日本人、アメリカ人の違いはあるかもしれませんが、パフォーマンスというのは、むしろそういった具体的な実験を見せるとか、そういうことを言っているんじゃないかと思うんです。もっとそういう方面に、つまり学生の興味を引っ張り出す。ただ大学を出ればいい会社に入れる。あの大学はあそこの就職率がいいから、あそこをねらうと、これじゃどうも、アメリカになめられるんじゃないかと思って心配しているんです。

示 村 先生のおっしゃるとおりで、我々がもっと教育の準備に時間をかけなくちゃいけないということを先生はおっしゃられたんだと思うんですが、そのとおりだと思います。もっともっと工

夫をして教育に当たる必要があるだろうということは、まことにそのとおりだろうと思います。

司 会 どうもありがとうございました。先生、1つ私からも伺いたいんですが、さっきカリキュラムを決めるときに、基準が1つあるということをおっしゃったと思うんです。私が伺いたいのは、その基準と考えるものが何かということなんですけれども、それぞれの先生の頭の中に、あるいは文部省の中にあると思うんですけれども、最終的に出てきた学生なり何なりを、国際的に通用することになるかどうか。多分、国際レベルよりはるかに高いと思うんですけれども、それを認定する機関がどこにあるのか。いわゆる国際的なクリティケーション式なものに今日本は入っておりませんから、将来もそれは入らないままで世界に通っていけるかどうか。これからは向こうから学生も来るだろうし、こっちの学生もアメリカの学校へ行くというようなことも出てくるのではないかと思うんです。そのグローバリゼーションの中でどんなふうにお考えか。まだそこまでいっていないよとおっしゃれば、それはわかるような気がします。

示 村 基準というのは、最後に自己点検のところで書きました図の中に出てきた基準ですか。

司 会 カリキュラムを決める段階の、一番初めのところですよ。

示 村 理念、目標と書きましたところでしょうか。それを客観的に相互に、あるいは国際的に比較をするということは、おそらく非常に難しいんじゃないかと思います。少なくとも建前としては、どういう教育をするのか、どういう人間を育てるのか、あるいはもっと平たい言葉で言えば、仕上がり基準をどう設定するのかというようなのは、それぞれの大学が、それぞれの責任でまずはやらなきゃいけないことで、それが国際的、あるいは日本の社会的に見て、十分評価できるかどうかということは、今度は私は、その卒業生を受け入れる社会が評価すべきではないかと思います。その点については、私は社会にもお願いをしたいのは、今のようご時世ですと、とにかく人が足りないからということで、あまりそういうことは問題になってこない。少なくとも表面的にはなってこな

いんですけれども、そうではなくて、もっとその辺は冷酷厳正に評価していただいたほうがいいと思っています。しかも、それは国際的な面からいろいろな評価があつてしかるべきではないか。

そういう意味では、評価という言葉はちょっと難しいわけですが、評価の中にはエバリュエーションとランキングと、日本語の評価には2つございますけれども、先ほど来私が使っていました評価というのは、決してランキングであつてはいけな、エバリュエーションなわけですが、しかし、ランキングというの、私はあつていいと思うんですね。しかも、一通りではなくて、いろいろな尺度のランキングが。それは別に大学人が集まつてランキングを決めるというのではなく、雑誌社がやってもいいでしょうし、新聞社がやってもいいでしょうし、今、現実に受験産業のランキングがございますけれども、まあ、あれもいいです。そういういろいろなのが複数あつて、そういうことも1つの外的な評価になってくる。それを大学人が一々右往左往するというのももちろんありませんけれども、しかし、そういうことも結果としてランキングということにおいても評価がされるということは、悪いことじゃないと思っております。

司 会 田中先生、何かございませんでしょうか。
田 中 今のエバリュエーション、あるいはランキングについて、実は日本の、例えばこれは学位であっても、あるいは単位の習得であっても、日本でもらったというのが、一体どういう主張を我々ができるかということですね。我々が日本の大学の、大学個別でもいいですけれども、そういう大学で、例えば博士を取った、修士を取った、学士を取ったというのが、あるいはこういうところで養成されたというのが、諸外国に対して、日本の中はもちろんのことですけれども、それに対して主張できるか、そういう問題は非常に大きいと思うんですね。それがあまりないために、日本の大学の評価が、これは例のウォーマンですか、ああいうような、あれは非常に間違っていると思いますけれども、ただ、日本はその点で我々が主張していないというか、そういうことが大きい評価になっていると思います。

今、EC なんかでは、例えばドイツのある大学で取った単位、あるいはイギリスで取った単位、つまり、インターナショナルに大学を動く人たちが非常に多いわけですね。そういうところで、必然的にその大学の、そこで養成された学位として与えるか、あるいは1年間の、例えばユニットで与えるか、それは別としまして、そういうことは少なくとも EC の中でははっきりしていますし、エバリュエーションを積極的にしております。そういうことに日本も入っていくとか、独自に日本は、こういう大学でこういう学位を取ったら、我々はちゃんとした人物を出しているという、そういうものを出していかなきゃならないと思っております。

もう1つ、生涯教育、あるいは単位累積加算制と、いろいろなものがございますね。皆さん、非常にイージーにみんな渡していくんじゃないかというご心配があるかと思います。ところが、一番やさしいのは、やっぱり正規の大学で、正規の学生で取っていくのが一番イージーに養成され、学位が取れる、そういうふうに私、最近深く感じているところなんです。

やっぱりイレギュラーでもないですけれども、今までのノーマルなものでない、違ったチャネルで単位を取る、あるいは学問を取っていくのは大変な道だ。人の2倍、3倍の努力をしないと同じにならないという現実があると思っております。そういう意味では、生涯教育というのは、言葉はいいんですけれども、個人の努力は大変だと思っております。

司 会 どうもありがとうございました。おかげさまでいろいろ伺うことができました。終わりに、示村先生に厚くお礼を申し上げて、拍手をもってお願いいたします。(拍手)

それではこれでお開きにしたいと思います。

1992年 8 月31日

編集 日本工学アカデミー
発行

〒140 東京都品川区大井 1-49-15
住友生命大井町ビル 8 F

TEL. 03-3777-2941
FAX. 03-3777-4941